

会議録

- 1 会議の名称：令和7年度第1回君津市景観審議会
- 2 開催日時：令和7年7月10日（木）午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所：君津市役所 災害対策室
- 4 会議の議題：景観計画区域内行為届出状況について（報告）
- 5 公開又は非公開の別：公開
- 6 出席した者の氏名（委員）：

第1号委員	北原 理雄	第1号委員	杉山 朗子
第2号委員	宮崎 功	第2号委員	柴田 幸一
第3号委員	坂本 好央	第3号委員	青山 芳久

出席した者の氏名（事務局等）：

建設部長	石川 雅一		
建設部次長	亀田 達也		
建設部公園緑地課			
課 長	神谷 敏也	副 課 長	吉岡 貴幸
公園管理係長	田丸 達也	公園整備係長	松本 豊
主 事	栗原 晴海	主 事	茅野 誠也

- 7 欠席した者の氏名（委員）：
- 第2号委員 小高 正浩

- 8 傍聴人の数：1人
- 9 発言の内容：

1 開会

（司会（吉岡副課長））

皆様、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、公園緑地課の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、令和7年7月1日の委員改選に伴いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

第1号委員の、北原 理雄様でございます。杉山 朗子様でございます。第2号委員の、小高 正浩様でございます。なお、小高様におかれましては、所要のため、欠席でございます。宮崎 功様でございます。柴田 幸一様でございます。第3号委員の、坂本 好央様でございます。青山 芳久様でございます。事務局の紹介につきましては、お時間の都合上、席次表にて替えさせていただきます。

君津市景観審議会委員の委嘱状の交付につきまして、本来であれば、市長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただくべきところでございますが、市長の所要により欠席のため、机上に委嘱状を配布させていただいておりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。本日配布させていただきました、次第、委員名

簿、席次表こちらが A4 で各 1 枚となっております、それから、(資料 1) 景観計画区域内行為届出状況について(報告)が A4 のものをホチキス止めしてある資料でございます。不足資料は、ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

ありがとうございます。それでは、ただいまから、令和 7 年度第 1 回君津市景観審議会を開会いたします。

本日の会議は、「君津市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき、会議録を作成し、公開することをあらかじめご了承願います。はじめに、定足数をご報告いたします。本日の出席委員は、6 名でございます。定足数を、委員の半数以上とする、君津市景観規則第 28 条第 5 項の規定に基づき、本日の審議会は成立しております。

ここで、建設部長より、ご挨拶申し上げます。

2 建設部長あいさつ

(石川部長)

皆さん、こんにちは。建設部長の石川でございます。

本日は、大変お暑い中、またお忙しいところ、君津市景観審議会に、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、景観審議会委員ならびに景観アドバイザーを、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、平成 30 年に、景観計画を策定以来、市の持つすばらしい景観資源を守り、育て、継承するなどの、景観業務に取り組んでいるところでございます。

今後も、引き続き、良好な景観を保全し、継承していくため、委員の皆様には、格別なるお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のますますのご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げまして、あいさつといたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 会長及び副会長の選出

(司会(吉岡副課長))

続きまして、次第 3、会長、副会長の選出に移らせていただきます。議事の進行につきましては、君津市景観規則第 28 条第 4 項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、会長が決まっておりませんので、会長が選出されるまでの間、建設部長の石川が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(石川部長)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次第 3、「会長・副会長の選出」でございますが、景観規則第 28 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選によって定めることとなっております。皆様の中で、会長及び副会長に立候補していただける方、あるいは、推薦がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(宮崎委員)

それでは推薦をしたいと思います。引き続き、会長には景観に非常に見識の深い北原委員を、そして副会長には杉山委員をお願いしてはどうかと思います。よろしくお願いします。

(石川部長)

ありがとうございます。ただいま、会長に北原委員、副会長に杉山委員とのご推薦がございましたが皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(石川部長)

ありがとうございます。それでは、皆様のご了解が得られたということでございまして、会長には北原委員、副会長には杉山委員ということで決定させていただきます。北原委員、杉山委員どうぞよろしくお願いいたします。

それでは仮議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

(吉岡副課長)

それでは、北原会長に就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

4 会長あいさつ

(北原会長)

改めまして、ご指名いただきました北原です。

この景観審議会も7年目になります。審議会での議論、そして市の担当の皆様のご尽力、そしてアドバイザーの皆さんの適切なお助言で、君津の景観のクオリティは上がってきていますが、まだまだ課題も残されています。そういう意味では、この審議会の皆様方からの活発なご意見を頂きながら、さらに君津の景観環境を充実するお手伝いをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(吉岡副課長)

ありがとうございました。ここで、本日の会議に傍聴人がおりますので、入場させていただきます。

(傍聴人が入場する)

5 議題（景観計画区域内行為届出状況について（報告））

(吉岡副課長)

続きまして、次第5、議題に移らせていただきます。議事の進行につきましては、君津市景観規則第28条第4項の規定により、北原会長に議長をお願いいたします。北原会長は、議長席へお願いいたします。

(北原会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。まず、傍聴の方をお願いいたします。お手元の傍聴要領に記載されている注意事項を遵守して傍聴していただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず最初に、会議録署名人を指名させていただきます。本日の会議録の署名は柴田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(柴田委員の了承あり)

(北原会長)

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議題は景観計画区域内行為届出の状況について、事務局の説明をお願いします。

(事務局(栗原主事))

それでは、議題「景観計画区域内行為届出状況について(報告)」の説明をいたします。正面のスクリーン、または配布しております資料をご覧ください。

本日は、「本市の景観行政のあゆみ」、「年度別届出状況について」、「令和6年度開園 君津市立みふねの里保育園の設立に伴う景観法の届出について」の3点について報告させていただきます。

最初に、「本市の景観行政のあゆみ」について説明させていただきます。

本市の景観行政について、市内の多様な景観資源を守るための考え方や、基準を定めるため、平成26年6月1日に景観法に基づく景観行政団体となりました。その後、平成30年12月28日に景観法に基づく「君津市景観計画」を策定し、平成31年3月には、景観計画に定める届出制度とそれぞれに良好な景観の形成のための行為の制限の基準を定めた、景観形成基準について解説した「君津市景観計画運用ガイドライン」を策定いたしました。また、平成30年12月25日に「君津市景観条例」を制定、令和元年7月1日より施行し、同日に、良好な景観の形成について必要な事項を調査審議するための「景観審議会」と、良好な景観の形成を推進するにあたり、技術的又は専門的な助言を聞くための「景観アドバイザー」を設置したところでございます。

なお、景観審議会につきましては、景観条例施行後、令和元年7月19日に、最初の審議会を開催いたしました。2回目の令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて開催、その後、令和5年度に対面での開催を経て、今回で4回目の開催となります。

続きまして、年度別届出状況についてご説明いたします。

本市の景観に大きな影響を与える一定規模以上の建築物の新築や工作物の新設などの行為を行う場合、景観法と景観条例に基づき、届出が必要となっており、景観形成基準に適合しているか審査し、必要な助言及び指導を行っております。資料に記載されている表は、年度ごとの行為の種類別届出件数を記載しております。年度ごとの合計件数では、届出が開始された令和元年度からの6年間で、合計301件の届出がありました。また、行為の種類別では、工作物が一番多いのが特徴で、6年間の合計件数301件の内、252件と、全体の約84%を占めている状況でございます。また、建築物では介護施設や寮、保育園などの届出、工作物では携帯電話の基地局やアンテナ、太陽光発電などの届出がありました。なお、令和6年度まで提出された届出の内容について、審査したところ、概ね景観計画に適合している状況で

ざいます。

次の資料は、令和6年度までに提出された届出を、君津市のゾーン別に区分した図と表になります。

君津市は、景観づくりの理念に掲げた「まち・自然・歴史文化が調和する景観づくり」を実現するため、君津市内を大きく3つのゾーンに区分しております。小糸川下流域である「君津ゾーン」、小糸川中上流域である「小糸・清和ゾーン」、小櫃川中上流域である「小櫃・上総ゾーン」でございます。行為の種類とゾーン別で比較すると、ゾーンによって届出の内容に差があることがわかります。建築物の届出の約85%が君津ゾーンで届出されていること、また工作物の届出の約65%が小櫃・上総ゾーンで届出がされているなど、地域ごとに特色がみられます。

続きまして、景観法の届出の一例として、令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の設立に伴う景観法の届出についてご報告させていただきます。

「君津市立みふねの里保育園」は、令和6年4月に開設した、君津市貞元に所在を置く保育園でございます。新たな子育て支援の拠点として、老朽化した久保、上湯江、常代保育園を統合して新設されました。保育園としての役割を果たすほか、子育て支援センターとしての役割も担っています。三船山のふもとにできた保育園で、地域の自然にふれあい、保育園に集う園児の活気があふれる園を目指しています。

次にまいります。こちらは、みふねの里保育園の位置図になります。君津駅から車で6分、君津市役所から車で4分の位置にあり、市街化調整区域に該当いたします。敷地面積は9,383㎡、建築面積は2,113.96㎡、建築構造は木造・平屋建てとなっております。また、建築物最高高さは6.16m、建築物最高軒高は5.36mとなっております。

今回「みふねの里保育園」を取り上げた理由といたしましては、景観に配慮した公共の施設として、今後、景観づくりに取り組んでいく際のさらなる検討材料を、本事案をとおして検討していただきたいと思いますと考えております。

こちらのスライドから、みふねの里保育園の設立に伴い、景観に配慮した点について報告させていただきます。

まず、君津市景観計画運用ガイドラインより、景観形成基準として、(1)の位置・配置の項目としては、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とすること、(2)の高さ・規模では、周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすることが定められております。このみふねの里保育園は、平屋建てで高さを一定にし、また建物の間隔を一定にすることで、三船山や周辺の田園の風景に与える影響を緩和しております。

次にまいります。(3)の形態・意匠の項目では、壁面は、分割・分棟するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること、周囲の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすることが定められております。この項目では、原色や、奇抜な形態・意匠を使用せず、周囲の景観と調和する形態・意匠とし、また、分棟することでボリューム感を抑え、圧迫感を軽減するよう、景観に配慮しております。

次にまいります。(4)色彩の項目では、人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること、(5)の材料・素材の項目では、周囲の景観と調和した素材の使用に努めることが定められております。みふねの里保育園は、天然木、杉の木を使用し、周囲のまち並みと調和させることで、景観に配慮しております。なお、仕上げ素材のマンセル値については、色相3.9Y、明度3.1、

彩度 0.5 で、適合基準内となっております。

次にまいります。(6) 屋外設備の項目では、外壁や屋上などに付帯する設備などは、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫することと定められております。この項目では、屋外設備本体を含め、配線等が見えないよう、建物の裏側に配置し、かつ子どもが触れられないよう屋根上に設置することで景観に配慮しております。

次にまいります。(7) 外構・緑化の項目では、塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫することが定められております。みふねの里保育園では、ブロック塀等を使用するのではなく、周囲の景観と調和するフェンスでまち並みの連続性を確保し、圧迫感がないよう努めることで景観に配慮しております。

最後になります。(9) 夜間照明の項目では、夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫することが定められております。みふねの里保育園は、光が田園等に拡散しないように、光量や照射範囲を抑えることで景観に配慮いたしました。

以上が、君津市景観計画運用ガイドライン、景観形成基準の項目一覧より、みふねの里保育園の設立に伴って、景観に配慮した点についての報告になります。また、みふねの里保育園以外にも建築物の届出が提出されておりますが、公園緑地課では届出から景観計画に適合している状況を確認しております。

以上で報告を終わりますが、これからも、本市の持つ、素晴らしい景観資源を保全し継承していくことで、良好な景観の形成に取り組んでまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。以上になります。

(北原会長)

ありがとうございました。ただいま説明していただきました内容及びそれ以外でも、ご質問ご意見ございましたらお願いします。

(柴田委員)

私は景観計画の策定の段階から携わってきたのですが、景観の届けというのは色彩だけに関係しているのではないかと思います。他の位置・配置、高さ・規模、屋外設備、夜間照明だとかは、景観法で必要な事項であるのか。教えていただきたいです。

(神谷課長)

この項目はすべて、景観のガイドラインの景観形成基準に定められているものでございます。設計の段階で、担当課の方から設計の話を伺い、このようなガイドラインでの規制があり、なるべく協力していただきたいということで、公園緑地課の方からお話させていただきました。三船山が、かなり眺望がよいところの土地ですから、その景観を阻害しないような高さにすることなどを考慮した中で、設計は組まれていたと考えております。

形態・意匠、色彩については委員様からお話があったように、協議で調和する形で設計をしていただきました。また外構については、フェンスで、周辺と調和する形を、またエアコンの室外機については、屋上に配置していただいたという点は景観上非常に有効だったと考えております。夜間照明につきましては景観への配慮もありますが、周りの土地に対して、光が害として当たらないということがメインで

あつたろうとも思います。保育園だけぱつと明るくするのも景観上あまりよろしくないということもある中で、保育園には照明は防犯上必要なものでもありますから、それを考えた中で設計していただきました。

市内では公共施設をいろいろ建てていますが、みふねの里保育園は、非常に景観に配慮していただいたいい案件だったのかなと思っている次第でございます。

(柴田委員)

景観法という部分でいくと、色彩が一つ重要であります、それに違反すると罰則、罰金があるような認識だったのですが、それ以外については、景観法に違反するというものがあるわけではないということでしょうか。

(神谷課長)

景観法に関する詳細な部分は、君津市では条例で定めており、こうしないから罰則があるということはないです。

あくまでもこういう基準でお願いしたいというものでありますので、それに従ってできる限りやっただくというものになります。景観法の届出は出してもらいますが、それに対しては、景観基準に適合していますという通知だけのものなので、これがだめだ、悪いという通知はしません。

ただ、適合通知が出せない案件が出た場合には、本審議会にこういう案件でこういうことをやりたいという話があることを報告し、景観上支障があるかどうかという意見を踏まえた中で、最終的に我々が判断をしていく形になります。

景観形成基準には位置・配置等の基準がございますので、できる限り適合した形でお願いしたいというのが、景観計画運用ガイドラインの内容でございます。

(宮崎委員)

みふねの里保育園、今説明があつた通り、赤く書いてある部分について非常に配慮されているなど。周辺の環境にマッチした施設だなど。それにあたっては、設計者と相当協議されてこういう風にされたのかなと思います。

私が質問するのは2点あります。

1点は、届出対象行為で届出されなかった物件があつたのかどうか。もしあればどのような物件なのかを教えてください。

2点目は、今日の報告にあります工作物の物件が多いことについてです。やはり多いのは太陽光だというような話がでています。

小櫃・上総をはじめ、今でもいっぱい作っている中で、ガイドラインに書いてありますが、主要な道路や視点場など、公共空間からの見え方に配慮し、周囲の景観と調和する植栽または柵などで遮蔽することが書かれています。この点は、どのような対応をされているのか。この2点について、教えてください。

(田丸係長)

1点目の届出されなかった物件についてですが、公園緑地課で9月ごろにパトロールを行っております。その中で届出がされなかった物件があるかどうかの確認をしています、今のところ届出されなかった物件についてはありません。

2点目の太陽光で見え方の遮蔽について、おっしゃる通り、幹線道路から、太陽光パネル等が見えてしまう可能性が高い場合につきましては、公園緑地課から植樹による目隠しをお願いしている状況です。ただ、維持管理や施設費用との兼ね合いもございますので、グリーンフェンス等も含めての検討をお願いしている状況でございます。

(神谷課長)

9月にパトロールをしていると申し上げましたが、これはどちらかというと、屋外広告物のパトロールを行っている状況でございます。公園担当である我々が現場に出る中で、景観の届出がでているのか定かでない物件があれば、調査の方をして、届出の確認をしています。

しかし、届出が出されないで建築がなされているところまですべてを完璧に確認するという事は、なかなか難しい状況でございます。ただ、なるべく現場で見たときに景観に支障がありそうだという物件はチェックを入れて、届出をしているか確認をさせていただいてます。

(宮崎委員)

太陽光の設置、緑化には非常にお金がかかると思います。そんなことで、以前何回かアドバイザーで視察させてもらったことがあるのですが、やはり中木程度がいいのかなという話も提案したことがあります。

その他、既製品でできたものをネットに張る人工の葉っぱなどもありますが、時間が経つと結構劣化して色が変わり汚くなってしまいます。植栽もお金がかかり、事業者との話になると思うのですが、あんまり高いものを作ったとき、逆に日陰になってしまうため、それなりの協議を検討していただきたいと思います。

(杉山委員)

1つは、みふねの里保育園は素晴らしい。先ほど宮崎委員も仰っていましたが、チェックされたところを含め、非常に配慮されていて、三船山の眺望に収まっているというのも素晴らしいと思います。

ただ気になったのが、周辺の植栽計画についてです。緑が豊かな地域の公共建築は、あまり植栽をしないことが多いです。中木くらいだとか、やはり子どもたちは日陰があつて、枝張りがあつて、その下で遊ぶだとかをしますが、そういう意味で言うと殺風景すぎるかなと思いました。周りは田畑ということで、大丈夫だろうとも思いますが、やはりこれから育てさせるだとかみんなで水をあげようだとか、そのようなことも含めてお願いしたい。植栽計画はやはり公共あるいは大型マンションなんかでも東京の方では頑張っています。住戸になるとお庭が狭いなどでかなり危なく、住宅地域は意外と緑が減っていく様子もあるため、公共というところで頑張っていただきたいと思います。

もう一つは、ソーラーパネルについて、やっと気がついて動き出しているという行政が意外とありますが、君津は一番最初から入れていたというのは自慢していいと思います。いろいろ行政を見させていただいている中で、周りを緑化すべきであるとかを指示するということもなかなかないです。

もう少し市民の方、建築の方にアピールしていただければいいなと思います。他より先んじてやったよだとかで結構ですので、そうしたら君津市に聞きに来ようだとかの情報収集という面ではいろいろなところに当たったりしますので、君津市が早くに取り組んできたということがあまり伝わってないかもしれないため、お願いという形ではありますが、他のところでも役立つという点で検討していただければと思います。このあたりの現状について教えてください。

(神谷課長)

一つ目のみふねの里保育園について、まだ育っていない木も何本かありますが、現状何本か植えられています。

当初、周りに植樹しようかという話は設計の段階で少しありました。ただ、保育園の管理者の方から、維持管理が大変だと言う問題、また今我々が公園を管理している中で住民から要望が多いのは、見通しの良い公園にしてほしいという防犯などの面を含めて検討したなかで、今回見通しのよいフェンスで整備したという経緯がございます。

しかし、おっしゃるように、真ん中に夏の期間に涼める緑の場所も、今後考えていきたいと思います。保育園ですので、子どもが、木が育っていくような過程を見るというのは景観とは離れてしまいましたが、非常に教育上大事なことだと思いますので、今後検討していきたいと思います。

2点目のソーラーのお話について、届出が来られるときには、いろんな市を経験している業者さんは植樹計画を最初から入れて、届出は出されますが、それ以外のほとんどがフェンスという形のものが現状でございます。またどちらかというと景観ではなく、管理上で中に入れないという役目のフェンスでの形で届出が出されます。公園緑地課としては、植樹など、周りの景観に配慮した形、特に山の中でのソーラーが多いことから、周りの景観と調和した形で、できれば植樹して見えないように配慮してくださいというお願いをしています。

しかし、維持管理とお金の問題は必ず出てきます。全周がだめでも、例えば道路沿いであるとか、見えやすいところだけでもいいのでお願いできませんかという要望をしております。もう1つソーラーの規制基準を決めたのは君津市が早くやっていたということと、100㎡というかなり他の市に比べて過小な面積でやっているというのが非常に特徴的で、それについては届出する方も100㎡からですかという意見も何件かあります。ただ、やはり太陽光パネルは繋がっていくと結局大規模になってしまいますので、本市としてはこの面積でやっていてよかったなという印象はあります。

計画策定の段階で委員の皆さんにいろいろ考えていただいた中で、過小だけれども、山脈の景観を守ったり、周りの周辺環境と調和した形がとれて成果が出ているのだと思います。最初見たとき100㎡というのは小さいかなと思いましたが、今になってみるとすごくよかったと思います。隣がやるとうちもやるとなっていくと、結局太陽光パネルが一段となってしまうエリアが山の中で多いですから、100㎡という個別に規制をかけていった方が効果はかなり出ているのだと思います。

PRについては、これだけ今効果が出ていることをなるべくPRできるようにというのと、また業者さんの方にも、この様な趣旨でこういう取り組みをしているというのはわかりやすく、PRできるような形を検討していきたいと思います。

(宮崎委員)

君津市景観計画の 59 ページに、景観重要建造物・景観重要樹木という項目がありますが、こちらの指定・考え方について、君津市では指定しているのか否かをお聞きしたいと思います。

(神谷課長)

景観重要建造物と景観重要樹木については、指定には至っていない状況でございます。

自然保護地区とは少し違うのですが、保存樹林という形で、木を守っていく形のものを定めております。

今環境の面で保全されているものを景観の面でさらにやるということ、検討していかなければと思います。また、大事な景観資源でございますので、景観の面でも、守っていききたいと思います。

また建造物に関しては君津市には久留里の歴史的建造物等がございます。それらも含め今後、指定に向けた検討をしていかなければならないと考えています。

(坂本委員)

君津市の景観の取り組みというのを PR したほうがいいのではないかと話がありましたが、樹木や建物を、市民側からうちの地域にこういう宝があるよというようなものを、君津市のほうで、施策を考えていただければと思います。木はかなりあると思います。建物も、登録有形文化財の制度で、50 年以前という縛りがあるので、それで言ったら、全域あると思います。市民側から、うちの地区にはこういうものがあるよとか。以前写真に関係していた委員の方がいらっしゃいましたけど、そういうものもヒントかなと思います。そういう企画を考えていければいいなと思います。

景観に対する取り組みという面に関しても、みなさんの関心を得られると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(北原会長)

ありがとうございます。市民の方に発掘していただくという取り組みもできるといいですね。そんなに予算もかからないと思います。ぜひ、お願いします。

(神谷課長)

合わせて PR の中でも、市民の方と一緒にやっていくということはかなり効果が高いと思いますので、樹木や建造物を景観の指定に向けてやっていこうと思います。

今まで、行政主導で行っていた部分もあるのですが、市民の方から提案を受けて、協力していただける話があれば、一緒に取り組んでいくというのは大事なことだと思います。その取り組み自体がほかの市民の方への PR に繋がりますので、ぜひご協力いただければと思います。

(柴田委員)

3 点ほど質問します。

1 つ目は、景観審議会に関して、次回年度内に開く予定があるのかを教えてください。

2 つ目は、景観条例の許可を受けた場合に、ステッカーを貼られるということで、どのようなものなのか見せていただきたい。

3つ目は、千葉ロッテの2軍が来るというのは、かなり大きなことで、さらに千葉ロッテの色は黒であるイメージがありますが、君津市役所のページにあるスタジアムの中の絵と、外側の寮などの建物のイメージがありましたけど、それについては今後、景観条例に適合していくのかなと思うと、CGの絵に、景観条例に配慮していますよだとかが入っていると、私たちがいる意義があるのかなと思います。

(神谷課長)

1点目の年度内にまた審議会あるかというお話ですが、基本的には今年度は委嘱と報告ということで、今年度の開催の予定はないと考えております。しかし、景観届出の中で、これは景観上支障があるような物件が出たり、審議会委員の皆様のご意見をお聞きしたいという案件が出た場合には、もちろん景観アドバイザーさんにお話を聞いた中で話になりますが、審議会を開催したいと思っております。

2点目の許可が出た際のステッカーですが、景観法届出済みシールというものをお配りしています。このシールを適合通知書とあわせてお配りして、工事看板などに貼ってもらい、この物件は適合通知がされているという証明になるということでお配りしております。

最後の千葉ロッテのお話です。公募をして、たくさんある団体の中から君津市を選んでいただいたということで、これから全庁挙げて、ファーム本拠地の整備に取り組んでいるところでございます。

もちろん工事や整備だけでなく、景観についても重要なものになります。駅前に繋がる土地になりますので、景観上も重要視されるような整備をしていかないと、せっかくできて景観に調和せず、周辺環境と調和しないという話にはならないように配慮していきたいと思っております。一方でロッテを盛り上げなければいけないという一面もございますので、調和を考えながら、整備する際には、様々な基準に適合し、かつ盛り上げられるようなものにできればいいなと考えています。

(北原会長)

ロッテの球場に関しては、それなりの規模になると思います。アドバイザーの皆さんの出番になると思いますので、よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

(宮崎委員)

先ほどの柴田委員さんに関連していますが、君津メディカルスポーツセンターというところの建物の全面改修を担当したのですが、先ほどのステッカーはいただいて、実際に貼っています。

(北原会長)

ステッカーはずいぶん慎ましい大きさですね。

(神谷課長)

皆さんにわかりやすいように、大きさについて検討させていただきます。

(杉山委員)

これは許可の日付を書いて渡すのですか。

(神谷課長)

欄の中に、手書きで書いて渡しています。

(杉山委員)

以前、他のところで、ステッカーを白紙のまま渡して、コピーして使いまわして使っている業者がいるという噂を聞いたことがあります。

(神谷課長)

君津市では、公園緑地課の職員が番号と日付を記載して渡しております。

しかし、それをコピーされてしまうところまでは確認ができないというのが現状です。今のところは大丈夫という認識でいます。

(青山委員)

先ほどから話題になっているソーラーなのですが、これははっきり言って、上総地区が多い。皆さんなぜ多いかというのはご存じではないと思います。

松丘、亀山地区というと、農地の50%が耕作放棄地です。私は、久留里の方の土地改良の理事長をやっているのですが、耕作放棄地があるとどういったことになるかということ、鳥獣害、猪が住んでしまいます。猪が子どもを育てるところが平気でできてしまいます。

私は市の農業振興地域の推進協議会というものもやっていて、これはロッテの球場の場所にも絡むのですが、あそこは農地ですから、まず、農地の除外をしなければならない。それで県の許可を得て行く。県の許可が下りるのは大体1年以上かかる。農地にソーラーを設置するには手続きが必要となるため、相当時間がかかる。ただ私はその農地でできているのは、ある部分でいいかなと思っている。ソーラーのためだけではなくて、地域への鳥獣害の侵入の防護柵のためだと。そういうことが言いたい。

ただこれも実は私のいる君津市久留里向郷というところでは、逆にキャンプ場が3つもあるところで、防護柵を作りすぎると、お客さんに景観が悪いと言われます。檻の中を散歩しているみたいだと。これは何とも言えません。ただ、その休耕農地でお米を作れと言われても絶対に作れません。場所によったら今使っている大型でやっている農業の人が、入るにしてもトラクターも入れなければ、田植え機の機械も道がなくて入れない。ですから、昔の農業で使っていた耕運機ですとか小さいトラクターであれば入れますが、今の大きいトラクターでは道路が狭くて入れない。そういう状況があるので、私はソーラーはしょうがないものだと思います。また、景観にそれほど影響するかというと、私の地区だと影響するかもしれないですけど、他の地区はほとんど影響しないです。それは承知してください。

また、先ほどの古い建物の問題について、私は平成10年頃から、東大の農学部におりました。その時の一番の記憶は、君津市の八重原公民館を使わせていただきました。あの当時君津市といろいろ相談して、全国の会議をそこで行いました。それは東大の農学部は造林等もありますので、地元の木を使った建物をつくる。ただ最近行ったら相当痛みましたね。特に屋根の痛みがひどいなど。ただいい建物だなとも当時来ても思っていました。実はその時に県から、アカデミアパークを使ってくれと言われていました。しかし、私自身も君津市出身でしたので、八重原公民館を使いたいと、そのような印象がありますので、ぜひ八重原公民館は残していただきたい。逆に坂本委員が言っていた古い家があってもお子さ

んが住んでいないですね。残すのが、親にとっても負担になっているんですね。私がそうですが、娘が二人しかいないので、持ち家を持っているのが負担です。ほしいという人がいればどんどん処分してしまえますし、つい最近も、やってくれるということで2,000平米くらい譲渡しました。お金がないからあげるよと。そんなような状況がこの小櫃・上総ゾーンの上総から上では起きているというのが現状です。

（北原会長）

ありがとうございます。やはり地域の市民の皆さんと考えていかなければなかなか先に進めないようですね。要望ですが、ぜひ、そういう機会を来年度あたり用意していただけないでしょうか。

今日、委員の皆様から有意義なご意見をいただきました。特に、取り組みを市民の方に今まで以上に理解していただいて、参加していただけるような機会をぜひ作っていただきたいということと、君津市はかなり先進的に取り組みをしてきたので、全国に向かって情報を発信する意欲を持っていただきたいということで、たくさんPRすることは非常に良いことなのですが、情報は出せるならどんどん出していきたいでしょう。

よろしいでしょうか。これで質疑は終結ということで、どうもありがとうございました。

これで、予定されていた議題についてすべて終了しました。熱心に参加していただきありがとうございます。事務局にお返しいたします。

（吉岡副課長）

北原会長、議事の進行、ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回君津市景観審議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。